

## 平成29年第16回草津市景観審議会 会議録

■日時：

平成29年8月23日（水）15時00分～17時00分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、内田委員、太田委員、佐野委員、杉江委員、壽崎委員、辻野委員、西委員、福山委員、正木委員、村上委員、森川委員、矢原委員

■欠席委員：

西尾委員、田中委員

■事務局：

草津市都市計画部 山本部長、六郷理事、打田総括副部長、  
都市計画課 松尾課長、山岡副参事、田村主査、清原主事

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

- 議事 (1) 景観影響調査に対する意見について  
(2) 草津市景観審議会の運用方法について
- その他 (1) びわこ大津草津景観推進協議会の取り組みについて  
(2) 景観形成重点地区指定について  
(3) 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

### 1. 開会

---

【部長あいさつ】

### 2. 審議会の公開・非公開について

---

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保するという観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。

当審議会は公開で行うこととされた。

### 3. 議事概要

---

議事（１）については、異議なく了承。

議事（２）については、書面会議を実施する方向で了承し、付帯意見として、

- ・書面会議の意見について、「賛成」、「反対」の他に「判断保留」を設ける。
- ・審議する案件について、従前に審議したものと同様の案件に限るとするなど、対象案件を限定する

以上の２点を付された。

主な意見および質疑は以下のとおり。

#### （１）景観影響調査に対する意見について

##### 【事務局】

<資料について説明>

##### 【委員】

今回の２つの案件について、鉄柱自体はいつ建設されたのか。また建設以降、今回と同様の改修はあったか。

##### 【事務局】

上笠局については平成１８年建柱であり、平成２８年に一度同様のアンテナ改築工事を行っている。

川原町については平成２２年建柱であり、建柱後改修の履歴はない。

いずれも景観計画が施行された平成２４年以前に建柱されている。

##### 【委員】

景観影響調査について、届出前の協議で、高さを１３ｍ以内に抑えるという規制に対して、事業者はすぐに素直に応じるのかどうか。また、実際に１３ｍ以下の高さでアンテナとしての機能し得るのかどうか。

##### 【事務局】

事業者とは、計画の段階で複数回の協議を経るため、景観の届出を提出される時点においては、ほぼ理解をいただいている。工作物、建物について、当初１３ｍを超えて計画されている場合があるが、高さ規制に対し最終的には理解いただき１３ｍ以下の計画に変更していただいている。

１３ｍ以下で機能するかどうかについては、少し機能が弱いのは事実であるが、理解いただき基準を守っていただいている。ただし、高さを抑えることによって、機能が弱くなるとその分アンテナの数が増える可能性があり、それが景観上いいのかどうかという別

の問題が生じる。

**【委員】**

制限高さ13mの根拠は。

**【事務局】**

もともと滋賀県の条例で琵琶湖岸沿いの地域を景観形成地域として13mの高さ制限を設けており、湖岸に面する自治体ではその基準を踏襲しているところが多い。研究論文の中で、「13mは一般的に高木樹林内において建築物の多くが見えない高さ」であるとの文言があることから、13mに設定したと考えられる。

(2) 草津市景観審議会の運用方法について

**【事務局】**

<資料について説明>

**【委員】**

書面会議ではなく、担当者が各委員のもとに回って説明してはどうか。

また、書面で内容が理解できるかということと、期限までに各委員からの返答があるかどうか不安である。

**【事務局】**

他の委員の意見を参考に聞きたい場合など、書面会議での議決が難しい場合は会議を開催する。電話連絡や、担当者が各委員のもとに回る方法は、聞き取り間違い等のおそれがあり、事務局としては避けたい方法である。

**【委員】**

郵送での書面は確認が遅れがちである。ネットを活用してはどうか。

**【事務局】**

ネットは、使用するサーバーや、使用上の規定を定めなければならないことなど、すぐには運用できない。郵送での書面を速やかに確認いただけるよう、郵送に加え電話連絡も行うなどの対応を考えている。

**【委員】**

今回の影響調査の案件は、書面会議の対象となるのか。

**【事務局】**

今回のような影響調査の案件を主として書面会議の対象とすることを想定している。

**【委員】**

「定性的な基準での運用」については、今回の書面会議とはどう関連するのか。

**【事務局】**

具体的に数字で基準を定めるのではなく、影響調査書に添付されている写真により、景観上問題ないかどうかを見ていただくのが最もわかりやすい判断方法であり、この写真は書面会議においても各委員に配布するため、判断材料にさせていただけるということであ

る。

**【委員】**

送られてきた資料だけでは判断できない場合や、より具体的な説明を求める場合に、「賛成」「反対」の他に、「保留」を設けてほしい。

その他案件について、報告(2)および(3)については前回審議会での議事案件であり、今回の審議会では事務局で整理した考えを示し、次回改めて諮問させていただく。

主な意見および質疑は以下のとおり。

(1) びわこ大津草津景観推進協議会の取り組みについて

**【事務局】**

<資料について説明>

**【委員】**

対岸眺望ポイントは、どのような経過で選定されたのか。

**【事務局】**

平成27年度に、協議会の三本柱の一つである対岸景観の保全として、琵琶湖を挟んで「見る、見られる」関係にある大津市と草津市で眺望ポイントを選び、4カ所を両市の協議会で選んでいる。この眺望ポイントの周知・啓発ができてないところが現状の課題である。

**【委員】**

大津側の眺望ポイントについて、びわ湖大津館・唐崎神社も眺望ポイントとしてわからなくはないが、実際にイベント等が開催され、人が多く集まるのは浜大津港周辺であり、ここがポイントに入っていないことに疑問を感じる。

**【事務局】**

眺望ポイントを増やしていくことは協議会でも検討しており、当審議会で頂戴した意見は協議会にも報告させていただく。

**【委員】**

滋賀県の北部の自治体で同じような取り組みをしているところはあるか。

**【事務局】**

市町村としてはないが、滋賀県では、広域景観検討における主要な眺望景観66景、重要眺望景観20景を設定している。

**【委員】**

大津市と草津市の、連携事業に対する温度差が大きく感じられ、今年は大津市が会長市で草津市は受け身であり、来年はまたそれが入れ替わる。対岸眺望や東海道など、何を主としているのかつかみどころがないため、大津市と話し合うべきである。

(2) 景観形成重点地区指定について

(3) 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

【事務局】 <資料について説明>

【委員】

重点地区指定について、市民感情と行政に距離がある、つまり違和感があると感じる。市民感情としては、景観をよくすることで、経済効果や費用対効果が出てくるのかを重視されており、審議会はそういう意見に対して、違和感のある市民の感情に対してしっかりと説明責任を果たしていくのが意義だと考える。そのためには、重点地区に指定し、景観を大事にすることで生まれる費用対効果、経済効果などについて、数字で示すような努力が今後必要になると考える。

【事務局】

彦根などの先進地の事例を研究する。

以上